

低炭素建築物認定申請手数料（令和7年4月1日～）

1. 認定申請手数料

建物種別 (計算方法)		延べ床面積 (㎡)		適合証添付あり	適合証添付なし
非住宅	標準入力法 主要室入力法	300未満		10,000	225,000
		300以上		16,000	277,000
	モデル建物法	300未満		10,000	86,000
		300以上		16,000	108,000
住宅	誘導標準 計算基準	戸建	200未満	5,000	34,000
			200以上	5,000	38,000
		共同	300未満	10,000	67,000
			300以上	20,000	114,000
	誘導仕様・ 計算併用法 基準	戸建	200未満	5,000	26,000
			200以上	5,000	28,000
		共同	300未満	10,000	50,000
			300以上	20,000	85,000
	誘導仕様 基準	戸建	200未満	5,000	18,000
			200以上	5,000	19,000
		共同	300未満	10,000	32,000
			300以上	20,000	57,000
複合建築物		住宅部分と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額			

2. 変更認定申請手数料

建物種別 (計算方法)		延べ床面積 (㎡)		適合証添付あり	適合証添付なし
非住宅	標準入力法 主要室入力法	300未満		10,000	225,000
		300以上		16,000	277,000
	モデル建物法	300未満		10,000	86,000
		300以上		16,000	108,000
住宅	誘導標準 計算基準	戸建	200未満	3,000	17,000
			200以上	3,000	19,000
		共同	300未満	10,000	67,000
			300以上	20,000	114,000
	誘導仕様・ 計算併用法 基準	戸建	200未満	3,000	13,000
			200以上	3,000	14,000
		共同	300未満	10,000	50,000
			300以上	20,000	85,000
	誘導仕様 基準	戸建	200未満	3,000	9,000
			200以上	3,000	10,000
		共同	300未満	10,000	32,000
			300以上	20,000	57,000
複合建築物		住宅部分と非住宅部分のそれぞれの変更に係る部分の面積に応じた手数料を合算した額			

※変更認定申請における面積算定について（戸建住宅以外）
 変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計。